

2022年5月26日

各位

会社名 アイティメディア株式会社
U R L <https://corp.itmedia.co.jp/>
代表取締役社長 大槻 利樹
(コード番号：2148 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 CFO 兼 管理本部長 加賀谷 昭大
(TEL 03-6824-9396)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第23回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 変更の目的

(1) バーチャルオンリー株主総会

2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、新たに「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、定款第12条第2項を追加するものであります。

バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様等多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、感染症拡大や自然災害を含む大規模災害の発生、社会全体のデジタル化を念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡大することで株主の皆様の利益に資するものと考えております。なお、産業競争力強化法に基づき、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。

(2) 株主総会資料の電子提供制度

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款14条(株主総会参考書類などのインターネット開示とみなし提供)について次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。

④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月23日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年6月23日（予定）

別紙 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(招集) (招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">附則 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時招集する。</p> <p>② <u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第2条 変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第14条(株主総会参考書類等の電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以 上